

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	鋸南町

鋸南町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	地域振興課
所 在 地	安房郡鋸南町下佐久間 3 4 5 8
電 話 番 号	0 4 7 0 - 5 5 - 4 8 0 5
F A X 番 号	0 4 7 0 - 5 5 - 0 4 2 1
メールアドレス	nourin@town.kyonan.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンザル(アカゲザル・交雑種)・ニホンジカ・ハクビシン・キョン・アライグマ・カラス・ヒヨドリ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	鋸南町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	花卉、稲、野菜、果樹、豆類、いも類、たけのこ	3.76ha 4,510 千円
ニホンザル(アカゲザル・交雑種)	花卉、果樹、野菜、豆類	0.19ha 447 千円
ニホンジカ	花卉、稲	1.83ha 1,515 千円
ハクビシン	果樹	0.01ha 15 千円
キョン	花卉、野菜、果樹	0.20ha 285 千円
アライグマ	果樹	0.01ha 15 千円
カラス	—	—
ヒヨドリ	野菜	0.38ha 2,366 千円

(2) 被害の傾向

個人や集落単位での防護柵の設置への取り組みが浸透する一方、鳥獣被害により耕作を断念し耕作放棄地となる農地も増加している。町内における耕作放棄地面積は農業従事者の減少・高齢化と相まって、令和5年では230haまでに拡大している(千葉県荒廃農地の面積調査結果、千葉県農地・農村振興課)。

最近では、これまでシカの被害のなかった地域でシカによる被害が確認されており、生息地域が広がってきていると思われる。また、これまで被害は農地が主だったが、住宅地の非農家からも被害が報告され、被害地域は町全域となっていることから生息数は依然として増加していると思われる。

イノシシによる主な被害は、7月～8月頃に水稻の踏み倒し、9月～10月頃には日本水仙の球根の掘り起し被害が多発し、11月～1月にかけては食用ナバナの踏み倒しが発生している。ニホンジカについては食用ナバナや日本水仙の食害、ニホンザル(アカゲザル・交雑種)は果樹や露地野菜の被害、ハクビシンは果樹の被害、キョンは露地野菜、日本水仙の被害、カラスは豆類の食害が報告されている。

また、アライグマは果樹の被害が報告されていて、町内各地で目撃情報があり、早春には町全域でヒヨドリによる食用ナバナの被害も多く発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
被害金額 （千円）	イノシシ	4,510	イノシシ	2,912
	ニホンザル(アカゲザル ・交雑種)	447	ニホンザル(アカゲザル ・交雑種)	312
	ニホンジカ	1,515	ニホンジカ	1,060
	ハクビシン	15	ハクビシン	10
	キョン	285	キョン	199
	アライグマ	15	アライグマ	10
	カラス	—	カラス	—
	ヒヨドリ	2,366	ヒヨドリ	1,656
被害面積 （ha）	イノシシ	3.76	イノシシ	2.56
	ニホンザル(アカゲザル ・交雑種)	0.19	ニホンザル(アカゲザル ・交雑種)	0.13
	ニホンジカ	1.83	ニホンジカ	1.28
	ハクビシン	0.01	ハクビシン	0.01
	キョン	0.20	キョン	0.14
	アライグマ	0.01	アライグマ	0.01
	カラス	—	カラス	—
	ヒヨドリ	0.38	ヒヨドリ	0.26

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する 取組	○協議会による捕獲 鋸南町有害鳥獣対策協議会に有害鳥獣捕獲を委託し、被害地域周辺での捕獲を実施している。	○従事者の高齢化、担い手の不足 将来的に有害鳥獣捕獲が継続されていくために担い手の確保が急務。
	○捕獲機材の導入 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して箱わな（平成29年度9基、平成30年度9基、令和元年度9基）や囲いわな（平成30年度1基）、自動捕獲システム（平成30年度1基）、4Gネットワ	○捕獲労力の軽減 ICTを用いた捕獲を行う事で捕獲労力を軽減する。 ○捕獲個体の処理方法の検討 捕獲頭数が増加する中で、埋設処分が負担となっている。

	ークカメラ（平成３０年度２基、令和２年度２基）、サル用囲いわな（令和３年度３基）を導入し、従事者に貸与している。	
防護柵の設置等に関する取組	有害獣被害防止対策事業補助金（平成１８年度～平成２４年度）及び、鳥獣被害防止総合対策交付金（平成２３年度～）を活用し、防護柵の設置を推進している。 ▽整備状況 平成３０年度 物理柵（イノシシ、シカ用） １ヶ所 ５,０００ｍ 令和３年度 物理柵（イノシシ用） １ヶ所 ５５５ｍ 令和５年度 物理柵（イノシシ、シカ用） １ヶ所 ２,８００ｍ 令和６年度 電気柵（イノシシ、シカ用） １ヶ所 １,３００ｍ	個々の対応による防護柵の設置が多いため適切な維持管理が行われず、十分に機能していない事例が見受けられる。
生息環境管理その他の取組	特になし	

（５）今後の取組方針

（１）被害防除 効果的な被害防除を進めるため、今後は集落単位の防護柵を推進し、効果的な防護柵の設置を進め、地域ぐるみで防護柵の維持管理を行う。 （２）生息環境管理 森林の整備や耕作放棄地の解消など生息環境管理を行う事によりイノシシ等が農地へ出現しづらくする。

(3) 捕獲

活用可能な事業を積極的に利用し、個体数の管理に結びつく効果的・効率的な捕獲の方法や有効な時期に実施する。

(4) 捕獲個体の処理

堆肥や炭化を目的とした焼却炉導入の検討をする。

捕獲されたイノシシについて、地域資源としての活用を図るため、県内の既存施設への搬入を検討し、併せて食肉加工施設建設の検討をする。

(5) 担い手の確保

狩猟免許所持者の高齢化が進んでいることから、狩猟免許の取得を促進し、担い手を確保する。しかし、人口減少が進行するなかで地域の力だけでは担い手確保は困難な状況にあるため、都市住民等に狩猟の社会的役割、狩猟方法等を紹介し、鳥獣被害対策の担い手となるきっかけを提供する「狩猟エコツアー」を開催し、担い手の確保を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲は、鋸南町有害鳥獣対策協議会に委託して実施する。また、第一種銃猟免許所持者を鋸南町鳥獣被害対策実施隊員に任命し、銃器による一斉捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ・ニホンザル（アカゲザル・交雑種）・ニホンジカ・ハクビシン・キョン・アライグマ・カラス・ヒヨドリ	鋸南町有害鳥獣対策協議会及び鋸南町鳥獣被害対策実施隊と連携し、担い手確保に努めるとともに、捕獲機材の整備を進めていく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでの捕獲実績、被害地域からの出没状況の聞き取りを参考に、「千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）」、「千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」、「千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」、「千葉県特定外来生物（アカゲザル）防除実施計画」及び「千葉県キョン防除実施計画」に基づき設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ	１，０００頭	１，０００頭	１，０００頭
ニホンザル（アカゲザル・交雑種）	１５０頭	１５０頭	１５０頭
ニホンジカ	９００頭	９００頭	９００頭
ハクビシン	１００頭	１００頭	１００頭
キョン	４００頭	４００頭	４００頭
アライグマ	１００頭	１００頭	１００頭
カラス	５０羽	５０羽	５０羽
ヒヨドリ	５０羽	５０羽	５０羽

捕獲等の取組内容
年間を通じて鋸南町全域で銃器及びわなによる捕獲を実施。 また被害が多発している地区では鳥獣被害対策実施隊による一斉駆除を随時実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし。 職員数が少なく、新たな事務の増となる委譲は困難と考える。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ・ニホンジカ	電気柵・金網柵 5,000m	電気柵・金網柵 5,000m	電気柵・金網柵 5,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ・ニホンジカ	個人及び集落による維持管理を実施	個人及び集落による維持管理を実施	個人及び集落による維持管理を実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンザル(アカザル・交雑種) ニホンジカ ハクビシン キョン アライグマ カラス ヒヨドリ	有害鳥獣による被害軽減のため、町内の耕作放棄地の解消や農作物残渣の除去など実施し、生息環境管理を行う。 また、町民自らが自己防衛意識を高め、有害鳥獣が出没しない環境づくりを目指す。

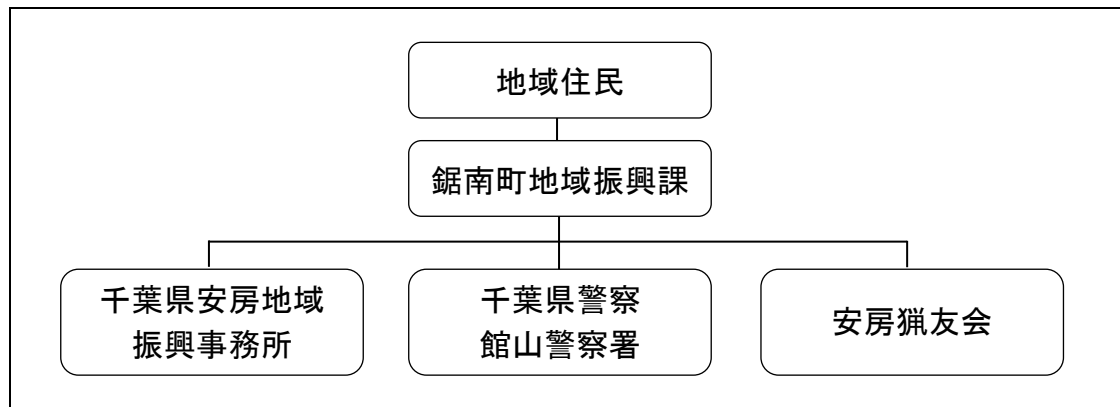
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鋸南町地域振興課	関係機関との連絡調整 防災行政無線による注意喚起
千葉県安房地域振興事務所	捕獲に係る指導、助言

千葉県警察館山警察署	住民の生命、身体の安全確保
安房猟友会	有害鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場等での埋設を原則とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	地域資源として利活用を進めるため関係機関と情報交換を行い、事業展開を検討していく。
ペットフード	地域資源として利活用を進めるため関係機関と情報交換を行い、事業展開を検討していく。
皮革	地域資源として利活用を進めるため関係機関と情報交換を行い、事業展開を検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	地域資源として利活用を進めるため関係機関と情報交換を行い、事業展開を検討していく。

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

地域おこし協力隊制度を利用して、食肉加工や解体等の人材を募集

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鋸南町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
房ヶ谷有害鳥獣対策協議会	有害鳥獣捕獲の実施
上佐久間中組有害鳥獣対策組合	有害鳥獣捕獲の実施
両向・本郷地区有害鳥獣対策協議会	有害鳥獣捕獲の実施
横根ワナ組合	有害鳥獣捕獲の実施
奥山有害獣駆除組合	有害鳥獣捕獲の実施
江月地区有害鳥獣対策協議会	有害鳥獣捕獲の実施
元名農家組合	有害鳥獣捕獲の実施
上佐久間柳杭有害鳥獣対策組合	有害鳥獣捕獲の実施
竜島有害鳥獣対策組合	有害鳥獣捕獲の実施
上佐久間上組有害鳥獣対策協議会	有害鳥獣捕獲の実施
中佐久間塚原有害鳥獣対策組合	有害鳥獣捕獲の実施
中佐久間大六有害鳥獣対策組合	有害鳥獣捕獲の実施
鋸南町	被害防止計画策定・連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県安房農業事務所	被害防止対策に関する情報提供
千葉県安房地域振興事務所	鳥獣捕獲許可、鳥獣捕獲に関する情報提供
千葉県農林総合研究センター暖地園芸研究所	被害防止対策に関する情報提供
安房農業協同組合	鳥獣被害に関する情報提供
ぼうそう農業共済組合	鳥獣被害に関する情報提供
鋸南町農業委員会	鳥獣被害・被害防止対策に関する情報提供
鋸南町農家組合長会	農作物の被害状況調査のとりまとめ
鋸南町鳥獣被害対策実施隊	被害防止対策の実施
安房地域有害鳥獣対策協議会	有害鳥獣対策の推進
千葉県中南部地域野生鳥獣対策会議	野生鳥獣対策の推進
ジビエ振興自治体連絡協議会	ジビエ振興に関する情報提供
一般社団法人日本ジビエ振興協会	ジビエの活用に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年9月設置。隊員には、鋸南町有害鳥獣対策協議会会員であつて、第一種銃猟免許を所持し、対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる26名を任命。現在の活動内容は捕獲活動（一斉捕獲）のみとなっているが、今後は緩衝帯の設置など生息環境管理にも取り組んでいく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関との連携を強化し、的確な被害状況の把握・対策手法の検証に努め、効果的な対策を展開していく。